RITSUMEIKAN

RL Newsletter

立命館ロー・ニューズレター

Ritsumeikan University Law Newsletter

No. 67 December, 2011

CONTENTS

Ⅰ Vision
今は、法曹進路開拓のチャンス　松宮　孝明　2

Ⅱ Presentation
苦吟の足跡……日本公法学会報告顛末記　多田　一路　4
日本私法学会大会での報告を終えて ―株主平等原則の謎―　村田　敏一　6

Ⅲ My Book
「法の実現」と非合法の「訴訟」
―『近世の非合法的訴訟』の刊行によせて―　大平　祐一　8
自著を語る―環境法における公と私　吉村　良一　10
官僚制の〈中間考察〉Zwischenbetrachtung
―自著『官僚制批判の論理と心理――デモクラシーの友と敵』（中公新書、2011 年）について―　野口　雅弘　12
『大阪都構想 Q&A と資料』（公人社）
―「ぼったくり」大阪都の実証的な研究　村上　弘　14

Ⅳ Commemoration
水野武夫先生古稀記念論文集『行政と国民の権利』のご紹介　望月　爾　17

Ⅴ Ceremony
第 6 回平井嘉一郎研究奨励賞授与式について　駒林　良則　20
第 9 回天野和夫賞授与式について　駒林　良則　21

Ⅵ Media Coverage
法学部定例研究会　22

Vision

展望

今は、法曹進路開拓のチャンス

大学院法務研究科長　松宮　孝明　MATSUMIYA Takaaki

「あと一息」を突破する力

大学院法務研究科（＝法科大学院）の研究科長を務めている松宮です。今年の新司法試験（来年度からは、「新」が取れて、単に「司法試験」と呼ばれるのですが）の結果は、残念なものでした。合格者が昨年の 47 名から 40 名へと後退したためです。隣の同志社大学法科大学院が 55 名から 65 名へと躍進したことから、その印象は、否が応でも強くなります。研究科長として、本学 OB の受験生およびご支援をいただいた皆様方に、大変申し訳なく思っております。

もっとも、とはいえ、受験生の実力が大きく下がったわけではありません。受験生からいただいた試験成績をみると、2000 番台で不合格となった方が、昨年に比べて倍増しています。要は、「あと一息」を突破する力が足りなかった、ということです。そこで、捲土重来を期する修了生および初受験となる在学生等を、いかにして、少しでも多く合格させるかということが、次年度の反攻へのカギとなります。

法曹進路開拓のチャンス

ただ、20 年近くも司法試験の受験指導をしてきた経験からみれば、司法試験は易しくなりました。何より、20 年前には、全国で 500 人しか、司法試験には合格できなかったのです。本学 OB の合格者数は、当時は年間ひとケタでした。そのような中で合格できるのは、それこそ特別な存在だけでした。当時は、ゼミなどで優秀と思われる学生さんでも、司法試験となるとすぐには合格しないだろうな、と思っていたのです。

それに比べれば、現在は、ゼミで中くらいの成績の方でも、努力次第で合格できるし、トップクラスであれば、初受験合格がほぼ間違いないと思います。しかも、全国での法科大学院受験者数は、実質的に、1 万人程度ですので、単年度で比較すれば、法科大学院入学前の法曹志望者 1 万人のうち 2000 人が合格可能、つまり 20 パーセントの合格率が見込める時代となっています。

これはチャンスですね。少なくとも、20 年前の旧司法試験時代に比べて、手強い先輩は激減していますし、その容易さは 500 対 2000 以上の差があります。合格者の就職難も、学部の就職難に比べれば、怯むほどのものではありませんし、10 年以上も続くことはありません。法曹志望者にとって夢をかなえるチャンスは飛躍的に大きくなっているのです。

高い気概を

もっとも、法曹になることを、単に「パンのため」と割り切ってはなりません。この2年間、司法修習生の生活費につき、給費制か貸与制かで揺れましたが、この議論の中で、「弁護士として稼ぐ予定の者に、なぜ、給費制か」という主張が貸与制支持者からなされ、これが一定の支持を受けました。これは、とても残念なことです。給費制は、弁護士ばかりでなく、裁判官・検察官も含めた、法曹全体を養成するものです。これは、司法制度を支える専門家を国費で育成して司法インフラを充実させることが、結局は、国民の人権を擁護し、予測可能な社会および経済の活動を支えるものであるという考えを背景にしています。

にもかかわらず、先のような主張が生まれる背景には、法曹はこの社会を支えるものだ、という高い気概が薄れてきたこともあるのではないでしょうか。これが私の杞憂であるなら、そのほうが幸いなのですが。

職域開拓の野心を

あわせて、法曹人口を増やすには新たな職域の開拓が必要です。とりわけ、国境を超える人と物の移動が激しくなったといわれて久しい現在、英語や中国語その他の外国語を駆使して国際的な紛争解決や人権擁護に取り組む法曹が、日本からあまり輩出されないというのでは、司法制度改革の意義は薄れてしまいます。

私の訪れた中国のいくつかの大学の法学部では、法律を本格的に学ぶ前に、英語や日本語の習得を済ませるコースがありました。翻って日本では、法曹志望者で外国語を学ぶ人は必ずしも増えていません。これでは、日中の紛争解決に携わる法律家は、すべて、中国から供給されるということになりかねません。もちろん、ことは語学に限りません。法律学習とともに、武器となる語学力や教養を身につけることを、とりわけ学部の学生さんには、強く勧めます。

学部教育との連携強化

そのためにも、そして法学教育の効率化のためにも、学生さんには、学部での教育と法科大学院での教育を一貫して考えてほしいと思います。今年度は、法学部との連携を強化するための取り組みをいくつか行いましたが、この方向は、これからいっそう推進したいと考えております。

（まつみや　たかあき・刑法）

Presentation

学会報告

苦吟の足跡……日本公法学会報告顛末記

多田　一路　TADA Ichiro

図らずも、日本公法学会の報告の要請を受けてしまった。メールが来たのは2011年の2月のことである。メールの送り主は、本学法科大学院の市川正人教授であった。市川教授は公法学会の企画委員であり、今年度学会の運営委員でもあった。

学会のテーマは、「国家の役割の変容と公法学」ということで、第1部会ではグローバル化等横軸的な観点から検討する一方、第2部会では将来世代への責任等縦軸的な観点から検討することとされた。第1部会関係では、「市場のグローバル化と国家」を総論とし、「国際規準・国際協調の展開と国民国家」「企業・投資活動の国際展開と国家」「国家の役割とNPO・地域」「グローバル下における企業の公法学上の位置づけ」「グローバル下における人の移動と国家」という個別テーマを設けることとされた。この点について正確にはジュリスト1430号をご確認いただきたい。この中の「国家の役割とNPO・地域」というテーマについて、運営委員会では私に白羽の矢が立ったということらしい。

公法学会の報告依頼は断ることができないとの不文律も市川教授より示され、そのことは私も知っていたので、有無なく引き受けることとなった（この不文律は、慣習法といえるほどに拘束力があると思っていたが、後に、私が師事する浦田一郎教授によれば、「断れないはずなのに、自分の研究と違うからと断った人が過去にいた」とのことであった）。しかし、当時すでに私は入試・高大連携担当副学部長に内定しており、そのための修行もすでに始まっていた。このため、日程的な問題や、報告準備のための時間確保の問題など、懸念材料があり、メールをいただいて直ちに返答する、ということができなかった。また、示されたテーマが、これまで私があまり考えてこなかった問題でもあったことも、私を悩ませた。

既述の通り（そしてこの文章を書いている以上）、結局引き受けたのであるが、校務の傍らで、なかなか準備に取り掛かれずにいた。

私の当初の構想は、国家ではない主体における公的役割のあり方が求められたと考え、フランスでいうところの社会的民主主義の一当事者として労働組合を捉えなおす、というものであった。これは私がそれまで考えてきたことの延長線上にあるものであり、私に指名があったのは、私自身の研究との関わりによるものであると判断したからであった。また、そもそもNPOと呼ばれるありとあらゆる性質を持つさまざまな集団群を抽象的に論じることは不可能であると考えたからでもあった。

しかし、この構想については、6月に開かれた学会第1部会運営委員会で、運営委員会の企画趣旨から大きく乖離していることが指摘され（当然であるが）、NPOを正面から取り扱う報告内容にするよう要求された。そういうことなら、ということで、NPOにもいろいろある、NPOを十把一絡げにして議論することは困難である、という趣旨の報告にしようと決めた。

しかし、それでもまだ茫漠としている。折りしも、関西憲法判例研究会の報告依頼を、京都大学の毛利透教授より受けた。毛利教授

は、筆者がまだ院生のおり、憲法理論研究会という全国レベルの学会の事務局員を共にしていて（当時、毛利教授は筑波大学助教授）知己であった。毛利教授によると、関西の憲法学者が学会報告をするときは、関西憲法判例研究会で予行演習をするという。これは、筆者にとっては願ったりかなったりであった。というのも、NPO を憲法学的に検討することそれ自体が前人未到であり（もちろん、社会学、行政学、政治学、経営学などでの研究があり、行政法学でも「公私協働論」との関係で対象になっていた）、どのような報告をすれば憲法学の先輩や同輩から萌芽的研究として認められるのか、どこかで試してみる必要があったからである。

関西憲法判例研究会での予行演習を経て、全体としての感じをつかむことができたと同時に、同研究会の討論を経るまでには気づかなかった発想・考え方も取り入れることができた。

さて、公法学会は例年２日かけて行われ、１日目に総論的報告、２日目に各部会報告がなされ、２日目の午後に、すべての報告をもとにシンポジウムとなる。私は、２日目の４番目に報告した。報告の内容は以下のとおりである。まず、（ｉ）NPO の定義それ自体がはっきりしていないこと、日本 NPO 法、アメリカ、ヨーロッパの定義はそれぞれ若干異なること、「非営利」ということが強調されるが、事業体になる可能性を否定しない以上は「営利化」の余地があること、「公益」といってもそれを憲法学上確定することは困難であること、といった、定義そのものに関わる難点の存在を確認し、（ii）NPO と国家あるいは公との関係は、必ずしも「公私協働」でくくることのできる関係にないこと、とりわけ敵対的関係を忘却した議論は国家権力との緊張関係を前提とするはずの憲法学としてはできないこと、そして日本の NPO でも必ずしも「公私協働」の範囲に収まらない NPO が存在することを強調して、（iii）NPO が国家や公と役割分担して公的役割を担う場合には、NPO の側では、その公的役割の中身次第でそれを担いうる民主的正統性が要求されるはずで、それがないと議会制民主主義との相克が生まれる一方、それに対し国家権力の側の期待は新自由主義と整合する「行政のスリム化」になっており、「公私協働」といっても結局は国家権力の側でアウトソーシングされる行政事務を使い勝手のいい NPO に担わせているにすぎない現状であるということを指摘した。しかし、社会国家の新たな形態、すなわち必然的に官僚国家へとつながらない社会国家の可能性を見ることができるのではないか、との期待感も最後に表明した。

当日、かなり気を使ったのは報告時間である。私は、2008 年の全国憲法研究会の報告の際、与えられた時間を大幅に超過した。その時の教訓から、与えられた時間よりも若干短く終わるように前泊「予行演習」時に留意した。その結果、報告を時間内に収めることができた。

今回、伝統ある日本公法学会の報告を担当するという、一生に一度あるかないかの機会を与えていただいた。報告の際に謝辞を述べるべきであったが、時間の関係で割愛したので、この場を借りて関係者の皆様、とりわけ会場の名城大学でお世話いただいた駒林先生、安本先生にお礼を申し上げたい。

（ただ　いちろう・憲法）

Presentation

学会報告

日本私法学会大会での報告を終えて
―株主平等原則の謎―

村田　敏一　MURATA Toshikazu

日本私法学会第七五回大会は、秋晴れに恵まれる中、2011年10月9日、10日の二日間、神戸大学を開催校として実施された。六甲の高台に立地する会場からは、出船入船の神戸港が眺望され、異国への想いが沸き立った。

通例、いわば若手の登竜門として、専任講師・准教授クラスが担当することが多いいわゆる個別報告であるが、今回、私が報告を担当したのは、二つの理由による。第一には、実務から大学に転じて4年を経過しこの辺りで研究に一つの区切りをつけたかったこと、そして第二には、近年の私法学会報告を見るにつけ、外国法の紹介にほんの言い訳程度の日本法への示唆を付しただけの報告が横行するとともに、また、取り分け企業活動の活性化の観点から法的安定性・予見可能性が重視される法域である商法・会社法の領域においても実定法の文言を軽視した安易な目的論的・Law & Economics的な解釈姿勢が大手を振って通用している現状を憂い、こうした弊風への警鐘を鳴らす必要があるという、些か大上段に構えた使命感からである。

さて、こうした問題意識のもとで採り上げた素材は、新会社法（平成17年会社法）で明文化された「株主平等原則」（会社法109条1項）の解釈論である。明文化前から、株式会社法を貫く至高の法原則ともいわれる一方で、その理念的意義や具体的解釈については―明文化後も―いわば百家争鳴の状況にある。その意味で、会社法の解釈方法論を示すべき、好個の対象として検討対象に定めたわけである。もともと、筆者がこの問題に関心を抱いたきっかけは、平成17年当時、敵対

的買収防衛策の在り方を巡る検討を行った「企業価値研究会」（経済産業省）に参加し、適法な買収防衛策（ライツ・プラン）の設計のための株主平等原則との抵触回避策につき、実務的知恵を絞ったことにある。大学に転じた後は、同原則の解釈の在り方が、実は会社法の全体構造の把握や、あるいは解釈方法論についての各論者のスタンスを写す鏡のような役割を果たしていることに気づき、この問題について理論的・学説史的に本格的に取り組んでみようという意欲が昂じた。

報告日（10月9日）の前日には、「想定問答作り」のために神戸元町（中華街）のホテルに宿をとった。港から汽笛が聞こえ、「海商法もきちんと勉強しないといけないなあ」とか思っているうちに夜も更けていき、何となく司会者が大杉謙一教授（中央大）となるような予感がしたので、同教授の株主平等原則論を読んで眠りに就いた。そして、この予感は見事的中することとなる。報告当日は、

ホテルに程近いエビアン珈琲店（因みに、私は、苦みと酸味のバランスのとれたこの店のブレンドをこよなく愛している）で眠気を覚ましてから、神戸大に向った。第4部会の最終報告である第4報告は、16時20分スタートであり、終了すると三宮・元町に繰り出すのに最適の時間となる。司会者は予想どおり、大杉教授（お互いに企業価値研究会委員であり、手の内は知り尽くしている）。開始前に、二人で漫才でもしようかと雑談していたら、その会話がマイクで流れてしまい、後で、ある先生から「こんなに緊張感のない報告者は初めて見る」との「お誉め」の言葉を頂いた。

報告要旨については、興味のある方は、来年4月に発刊される『私法』第74号への掲載論文を見て頂きたいが、ほんのさわりだけ紹介すると、新会社法による株主平等原則の一般規定の明文化により、同条項の文言解釈上の制約と、平等原則に関する個別規定の整備・充実の両面から、明文化後の一般規定の固有の射程範囲は、旧法下から格段に縮減することとなる。同法109条1項の解釈は、文言に忠実に、かつ会社法の全体的な条文構造との整合性に配意してなされる必用がある。「株式の数に応じて」は、個別規定（例えば剰余金配当請求権）の文言解釈との整合性から「株式数に正比例して」の意味に解するべきであり、また、「株式の内容に応じて」は、同様に個別規定の文言解釈との整合性から「種類株式毎に」の意味に解される。このように解するとき、法109条1項（一般規定）の固有の射程範囲は、株主の経済的利益（財産権的利益）に限定される。会社法の株主権に関する全規律を見渡してみて、「株式数に正比例する」権利は、株主総会での議決権（法308条1項）を唯一の例外として、経済的利益以外の権利に関しては見出せないからである。差別的行使（取得）条件付きの新株予約権無償割当てにつき、同原則の趣旨が及ぶとした最高裁決定は妥当であるが、その解釈は申立審（東京地裁）のように、株主（新株予約権者）の経済的利益の平等な確保と株主総会特別決議の有無のみにより形式的になされるべきであった。株主優待制度は、一般規定の固有の射程内に収まる。従って、軽微性のみを違法性阻却事由として、その設計は慎重になされる必要がある。

質問は、高橋英治教授（大阪市大）、野村修也教授（中央大）、丸山秀平教授（中央大）、大杉謙一教授（中央大）、末永敏和教授（龍谷大）の5名から頂いた（なぜか中大が多い）。この中で、野村教授の質問は鋭かった。まずは、「文言解釈重視というスタンスが新鮮」というお誉めの言葉？を頂戴したうえで、株主の経済的利益の範囲（画定）問題につき質問された。私からは、「割当自由の原則」は、会社法の許容しているルールなので、いわば個別規定として、一般規定の適用対象外になると回答した。大杉教授からは、いわゆる実質解釈が蒸し返されたが、文言に忠実に形式解釈する私と、その立場が相容れないことは今更言うまでもない。

時間どおりに報告質疑を終え、心地よく元町南京町に繰り出したが、連休中日とあり、目指す別館牡丹園は、長蛇の列であった。

（清水円香先生に素晴らしい写真を撮って頂きました。この場をかりてお礼申し上げます。）

（むらた　としかず・商法）

My Book

自著紹介

「法の実現」と非合法の「訴訟」
――『近世の非合法的訴訟』の刊行によせて――

大平　祐一　*OHIRA Yuichi*

一　江戸幕府の行刑の実態を明らかにした平松義郎氏によれば、幕末の江戸幕府の刑罰では、「特別刑罰体系である入墨重敲（じゅうたたき）、入墨敲、入墨、重敲、敲を科された者が全処刑者の７割を越える」（平松『近世刑事訴訟法の研究』創文社、1960 年、1057 頁）。特別刑罰体系とは、主として盗犯に科せられる刑罰のことである。盗犯がいかに多かったかがうかがわれる。

盗人には、盗みが「法を破る行為である」という認識はあったものと思われる。盗みが「合法的行為」であると思った盗人は、おそらく居なかったであろう。では、盗みが「正義の実現」のためのものであると思った者はいたのだろうか。そう思って盗みをした者はいなかったのだろうか。鼠小僧次郎吉は武家屋敷を中心に１００回余り盗みを働いたといわれる。彼は「冨の再配分による貧者の救済」という「正義の実現」（？）のために盗みをくり返したのだろうか。講談のなかでは「義賊」に仕立てあげられているが、実際のところは不明である。

二　江戸時代には、「法を破る行為」が「正義」を実現するための営為として、人々のあいだでしばしば行われていた。それが越訴（駕籠訴、駈け込み訴）である。幕府高官など上級の役人（機関）に「訴訟」手続を無視して直接訴え出るこれらの越訴は、非合法の「訴訟」であり処罰の対象となった。この種の非合法の「訴訟」が江戸時代には人々によりくり返し行われたのである。

三　非合法の「訴訟」の対象となった事案は多種多様であるが、その代表的なものの一つに税の問題がある。法外な年貢賦課に対し非合法の「訴訟」で抵抗することは、農民たちにとっては、自己の生存をおびやかす領主の「新法」に対し、伝統に裏づけられた「古法」の遵守を訴え、領主の「不正」「不法」に抵抗する行為にほかならなかった。

『近世の非合法的訴訟』
大平祐一 著　創文社
2011 年７月発行　￥6,825

四　ヘンリー・D・ソローは、越訴が日本で行われていた時代とほぼ同じ時期に、不正義の戦争、奴隷制に反対するためアメリカ政府への納税を拒否して投獄された。ソローは次のように問いかけている。「不正な法律は現に存在しています。しかし私たちは、それに服従することに満足していて良いのでしょうか。それとも悪法が正されることを願って努力しながら、修正がやり遂げられるまでやむなく服従し続けるべきなのでしょうか？いや、それとも悪法なのだから、その縛りを悠々と超えて行動するのが正しいのでしょう

か？」。

この問いかけのなかにみられる、悪法が改正されるまでは悪法に従うべしとする考えに対し、ソローは、この考えは、「政府に歯向かいなんぞすれば、悪法を正す手段の方が、悪法よりもずっと悪いものになる、と信じている」ことを意味すると批判し、「『悪法を正す手段の方が、悪法よりもずっと悪いものになる』としたら、それは何よりも政府に問題があるからで」ある、と喝破した（H・D・ソロー著、佐藤雅彦訳『ソローの市民的不服従』論創社、2011年、26,27頁）。江戸時代の農民とソローとでは、そのおかれた状況は異なるが、「正義の実現」のために非合法の行為を行ったという点で両者には相通ずるものがある。「不正」「不法」に対する不服従の観念が両者にはうかがわれる。

五　江戸時代の人々は、領主の不当な年貢賦課のみならず、民事訴訟における不公正な「訴訟」審理、役人の不当な措置・命令、領主による飢饉の救済拒否等に対しても、その「不法」を訴えて非合法の越訴を行った。既存の「訴訟」制度は「正義」としての「法」の実現には十分機能していなかったのである。非合法の「訴訟」により人々の主張が受け入れられることもあったことを考えると、非合法の「訴訟」は「法の実現」のために既存の「訴訟」制度を補完する機能を果たしたともいえよう。もっとも、そのために払った人々の犠牲も少なくなかった。

六　非合法の「訴訟」は人々の不満を和らげ、不穏な動き、実力行使を防止する役割を果たした。その意味で「国家の安全弁」として機能した。しかし、幕末に至り国家権力が弱体化するなかで、越訴による抵抗により国家の重要政策の遂行が阻止されるという事態が出現してきた。非合法の「訴訟」は、皮肉にも「国家の危険弁」としての性格を持ちはじめてきたのである。

七　本書の執筆から、「法」と「正義」、「法の実現」と「訴訟」、「合法」と「非合法」等について色々と考えさせられた。

【付記】本書の構想につきましては、2010年12月21日に法学部共同研究室で行われた「ランチタイム法政研究会」にて報告させていただきました。ご出席の皆さんから有益なアドバイスをいただくことができましたことに心から感謝いたしております。

（おおひら　ゆういち・日本法史）

My Book

自著紹介

自著を語る ― 環境法における公と私

吉村　良一　YOSHIMURA Ryoichi

１．この度、立命館大学法学叢書第 12 号として、『環境法の現代的課題―公私協働の視点から』を有斐閣より上梓した。筆者の環境法関係の研究書としては２冊目にあたる。前著『公害･環境私法の展開と今日的課題』(2002 年法律文化社）は立命館大学法学部叢書（当時）の第１号として刊行しているので、法学会から２度目の助成をいただいたことになる。関係各位にあらためて感謝したい。

２．前著では、日本の公害・環境法の特徴を、歴史的展開とドイツとの比較という２つの軸で分析し、その終章において、結論的に、以下のように述べた。すなわち、わが国の公害問題において私法である損害賠償法が大きな役割を演じたことにはいくつかの面があったと思われる。第一は、他の手段の不十分さのために損害賠償法が活躍したという側面である。当然のことながら、この面での意義は、その後、様々な対策が日本でも進み公的な制度が作られる中で、相対的に低下して行くことは否定できない。しかし第二に、被害者とそれを支援する運動が、いわば最後の手段としてとった民事裁判では、その構造や原理として被害者（市民・住民）のイニシァティヴが尊重される点が重要である。そして、後者の側面は、普遍的な意義を有するのであり、いかに問題が多様化し、公的手段が整備されてきても、私法的手段や民事訴訟の意義が失われることはないのではないか。

本書の重要な課題は、以上のような問題意識を受け継ぎ、人の生活や生命・健康被害の救済が大きな課題であったかつての公害問題から、自然保護や景観保護のような課題を含

立命館大学法学叢書 第 12 号
『環境法の現代的課題　公私協働の視点から』
吉村良一 著　有斐閣
2011 年８月発行　￥6,510

めて多様化した今日の環境問題において、私法がいかなる役割を果たしうるかを明らかにすることにあった。自然環境や景観といった利益は、生命・健康などと異なり、特定の個人に専属的に帰属するものではなく、公共的な性格を持っている。そのことから、これらの保護は公法によるべきであって、自然環境や景観等の侵害において私法上の救済が可能とするのは、私法は何でもできるという、「私法帝国主義」の発想だとする批判がある（阿部泰隆「景観権は私法的（司法的）に形成されるか」自治研究 81 巻２号参照)。確かに、これらの環境利益の保護や環境被害の救済が私法のみで可能であるとするのは間違いであろう。しかし、私法に前述のような積極的な意義があるとすれば、これらの環境利益保護において私法が果たしうる役割について、よ

り踏み込んだ検討がいるのではないか。これらの利益は、確かに私人に専属するものではないが、しかし、市民や住民にとって関係のない利益でもない（環境基本法３条は、「環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものである」として、自然を含む環境と人間の関係性を指摘している）ことに留意する必要がある。これらの利益（の少なくとも一部）は、いわば公私の交錯した利益であり、そこでは、公私の協働した取り組みが求められ、法的にも、公法と私法の協働が必要なのではないか。これが、本書の基本的なモティーフであり、副題を「公私協働の視点から」とした所以である。

本書では、主として「第Ⅰ部　環境保護における公と私の協働」において、このような視点から理論的な考察を行い、あわせて、公私交錯利益である景観利益保護の問題を検討している。

３． 同時に、本書では（その「第Ⅱ部　環境法の諸相」において）、今日の社会や裁判で問題となっている環境問題を取り上げ、具体的な検討も試みている。今日の環境問題は、確かに、前述したように多様化しているが、大気汚染による健康被害、騒音被害といった深刻な公害問題が、解決されたというわけではない。また、アスベスト被害のように、今後深刻化が予想される問題もある。本書で取り上げたのは、基地の騒音問題、大気汚染被害者の救済問題（東京大気汚染訴訟、大気汚染被害者救済制度のありかた）、水俣病、アスベスト被害、そして、公害・環境被害の差止をめぐる問題である。

そのうち、アスベスト被害については、大阪・泉南アスベスト国家賠償訴訟について、１審判決の前後に執筆した論稿を収録したが、この訴訟は現在も係争中であり、この８月に控訴審判決が出た。筆者は、本書の最後で、控訴審判決に向けて、国の責任を認めた１審判決の意義を踏まえつつ、その成果をさらに前進させる判決を期待するという一文を載せたが、控訴審判決は国の責任を全面的に否定するというものであり、筆者の期待はものの見事に裏切られたことになる。この控訴審判決の問題点については、拙稿「泉南アスベスト国賠訴訟控訴審判決の問題点」法律時報83巻12号を参照いただきたいが、この判決が投げかけたのは、より一般化すれば、国民の生命や健康（あるいは環境）を守るために国は何をなすべきかという点であり、これはまさに、本書が提起した、環境保護や被害救済における公私協働のありかたを、私人の役割からアプローチした本書と逆に、公の役割の面から明らかにするという問題でもある。その意味で、今後は、公私協働の視点を、公の役割、そして、公がその役割を十全に果たさなかった場合の公の責任と公に対する私からの働きかけの仕組みといった点を含めて検討を進めていくことが課題だと感じている。

４． 最後に、本書のかなりの部分は、公害・環境訴訟の弁護団等の実務家との交流の中で生まれたものである。その過程で、当該訴訟に関し、意見書として裁判所に提出したものも多く含まれている。筆者の仕事が実務から見てどのような意味があるのか、内心忸怩たる思いなきにしもあらずだが、いずれにしても、この機会に、筆者に現実に即して問題を考える機会を与えていただいた実務家の方々に感謝したい。

（よしむら　りょういち・民法、環境法）

My Book

自著紹介

官僚制の〈中間考察〉Zwischenbetrachtung
――自著『官僚制批判の論理と心理――デモクラシーの友と敵』（中公新書、2011年）について――

野口　雅弘　NOGUCHI Masahiro

中途半端なかたちで前任校（岐阜大学教育学部）を去ることになってしまったので、2010年度後期を通じて岐阜でも講義を担当することになり、毎週木曜日に京都と岐阜を往復した。乗り継ぎのタイミングにもよるが、バスを除いて片道2時間、往復で4時間ほどのきれいな時間――車内はほどよく空いており、ゆったり座れたので、基本的に何でもできた――が期せずして生まれた。

本書の多くの部分は、この移動時間に書いた。朝、比較的早めに起きて電車に乗り、二コマの講義を終えて帰宅するという一日だったので、それなりに疲れた。大雪のために米原あたりで立ち往生することもあった。しかしなぜか、この列車の中ではものがよく書けた。

国立の前任校と私立大学で、比較的大規模な立命館では、学生の雰囲気や授業の感じがかなり異なる。立命館で教えはじめた頃にはよく岐阜大学の学生との違いに驚いたり、戸惑ったりした。しかし逆の言い方をすれば、類型的に質の異なるオーディエンスにさらされることで、思考の惰性が揺すぶられた。このセメスターが終われば、長良川の花火以外の目的で岐阜を訪れることはまずないだろうという間延びした惜別の思いが、前の学生に対しても、いまの学生に対してもフェアに、かつ大事に接しようとする気持ちにつながり、両者の声に真摯に耳を傾けようとしたという事情もあったかもしれない。いずれにしても、本書はこのような中間的な移動の時間に書かれたし、またそういう環境でしか書けなかったようにも思う。

『官僚制批判の論理と心理 デモクラシーの友と敵』
中公新書 2128
野口雅弘 著　中央公論新社
2011年9月発行　￥777

中間的なのは、書かれた時期や場所だけではない。本書は、「行政学」のメインの研究対象である官僚制をめぐる諸論点に対して、「政治思想史」のアプローチで考察を加えようとする試みである。政治学関連科目のなかでも、「行政学」と「政治思想史」にはあまり接点がない。NPM（ニュー・パブリック・マネージメント）を研究している人がトマス・ホッブズに関心をもつことはまれであり、またレオ・シュトラウスの研究者が「新しい公共」について論文を書くということはあまり考えられない。

行政学の研究者からすれば、「現実」を知りもしない政治思想史の分野の人間の議論は見当違いということになるかもしれないし、その危険性が低くないことは自覚している。また政治思想史プロパーの研究者にとっては、あまりに「時局」に引き寄せた議論は、取り

上げる思想家の時代背景を無視し、その著作の意味を歪めてしまう暴論にうつるかもしれない。それでも、1990年代以降の日本における官僚制批判の言説を解きほぐしながら整理するためには、あえてこの中間的で、損な役回りを引き受けることにも意味があると考えた。成功しているかどうかは、読者の判断にゆだねるしかない。それでも、学問領域の自律的な規律（ディシプリン）がつよくなっていくなかで、ときには、こうした中間的な仕事が必要なことがあるとは、思うのである。

書いた時期や場所、そして研究の領域だけではなく、本書はその内容においても中間的である。ここで中間的というのはイデオロギー的な位置の中道性を指すのではなく、両極のあいだにジレンマを確認し、それを保持しようとする姿勢のことである（ウェーバーの「中間考察」は『儒教と道教』と『ヒンドゥー教と仏教』のあいだに置かれた小論であるが、これはその位置だけでなく、内容においても、もろもろのジレンマを多層的に積み上げる点において「中間的」である）。

この本の帯には、「官僚制はなぜ擁護されなければならないのか」とある。編集者がつけてくれたこのコピーはいくぶんミスリーディングである。実際、知人の何人かは、官僚制を擁護する反動的な本だと勘違いしていた。そうではない。たしかに本書では、人びとを平等に扱うために必要な、官僚制の形式合理性がデモクラシーの前提であると指摘した。しかしそれは、圧倒的なまでに官僚制への非難がたかまっている状況だからこその強調であり、話の重点はジレンマ（「デモクラシーの友と敵」）の確認のほうにある。

フォーディズムの開始と社会民主党の大躍進の時代と、フレキシビリティ（「リキッド・モダニティ」）と新自由主義の時代とでは、官僚制を評価する仕方も当然のことながら異なってくる。ウェーバーは当時の時代背景においてデモクラシーを破壊する官僚制という面を強調したが、いまであればデモクラシーを可能にする条件としての官僚制という面により明るい光を当てたのではないか。これが本書の仮説である。対抗する理念型的な類型を立て、それを用いてジレンマを浮かび上がらせようとするウェーバーの思考は、読み手の立ち位置によって見え方がかわってくる。教科書的なステレオタイプを壊して、あえてもう一度、官僚制がデモクラシーの「友」であり、「敵」でもあるというジレンマのなかで思考することが必要ではないか。つよいリーダーが待望され、新自由主義的な「哲学」が人びとを引き付けている状況だからこそ、両義的で中途半端な部分を積極的に押し出した。

お忙しい方は、「結論」に5つのテーゼを出しておいたので、そこだけご覧いただきたい。個人的には「文献案内」が気に入っている。もう少しこの著者の考えていることについて知りたいと思ってくださる方がいれば、『比較のエートス――冷戦の終焉以後のマックス・ウェーバー』（法政大学出版局、2011年12月初旬）を手にとっていただきたい。関連するトピックについてより詳しく書かれている。

最後に、「あとがき」の最後に出てくる、キャンパス内のカフェで著者らしき人を見つけたら、この本の感想を聞かせていただきたい。議論はこの本で完結してはおらず、むしろここからはじめたいので。そうした意味でも「中間的」であることを願っている。

（目次）

はじめに
第1章 リヴァイアサンとロマン主義
第2章 デモクラシーと官僚制
第3章「正当性の危機」から新自由主義へ
第4章「鉄の檻」以後のカリスマの問題
第5章 読み直されるウェーバーの官僚制論
結語
文献案内

（のぐち　まさひろ・政治学、政治思想史）

My Book

自著紹介

『大阪都構想 Q&Aと資料』（公人社）
―「ぼったくり」大阪都の実証的な研究

村上　弘　*MURAKAMI Hiroshi*

この本は澤井勝・村上弘・大阪市政調査会の共編で、「自治総研ブックス⑨」として出版された。

普通、1冊の本の完成はうれしいが、今回はそれほどでもない。良い本だと思うが、強力なポピュリズム（大衆扇動政治）に対抗して、マスコミ、有権者に影響を与えられるか、おぼつかないからだ。

まず、「大阪都構想（≒大阪・堺市廃止構想）」とは、橋下前大阪府知事と大阪維新の会が提唱してきた自治体の再編で、おもに3つの要素から成り立つ。

①大阪市と堺市を廃止し、10程度の特別区に分割する

②2つの市の重要な権限・財源・資産を、府＝都が吸い上げる

③2つの市の基礎的な権限等を、公選の区長・議会を備えた特別区に移す

このうち③は住民に近づける分権化で、大阪都推進派はこれを宣伝する。しかし、①②の側面は、2つの政令指定都市を廃止し府＝都に吸収する集権化だ（「都制」に関する地方自治法281条の2も示唆）。府庁＝都庁と知事が大阪市、堺市から「ぼったくる」のが、都構想の核心だといってよい。

この重大な ― 橋下派・維新の会が隠す ― 集権化と大都市自治の廃止の問題点に注目してもらうため【注1】、本書には「大阪・堺が無力な「分断都市」になる」という副題が付く。出版社を通じデザイナーの方と何度も相談し、悲劇的な（SF映画『エイリアン』の1シーンに似た）表紙も描いてもらった。

『大阪都構想 Q&A と資料
―大阪・堺が無力な「分断都市」になる―』
澤井 勝／村上 弘／大阪市政調査会 編著　公人社
2011年9月発行　￥2,310

1．本の構成と内容

大阪都クイズ―あなたは「大阪都構想」の内容を知っていますか？

第1章　大阪都　Q＆Aと解説・・・総論：基本的な問題／各論：大阪都の制度設計は適切か？　大阪都による政策推進と効率化は本当か？　政治的論争の虚実／資料

第2章　大阪都構想を財政面から見る―大阪市が持つ財政調整能力は不可欠

資料編・・・大阪都でなくても「成長戦略」は可能／大阪都構想への広域行政の一元化は集権化と指定都市の無力化をもたらす／大阪都がもたらす効率と非効率／橋下知事の政治スタイル（年表）

以上の目次から分かるように、大阪都構想はかなり複雑なテーマなので、重要と思われる論点をほぼすべて網羅し、かつ一般の読者に分かりやすい文体で書くように努めた。

私が担当した第1章での、とくに重要な（かつ必ずしも知られていない）結論を紹介すると次のようになる。

・大都市が強い自治体と市役所を持つことは、先進国では常識。
・大阪都になると、区長は選べても、市長が選べなくなる。政令市の権限・資産は、府＝都に吸い上げられて、住民から遠くなる。
・巨大都市圏の大きな需要に対応した（府市の）大学、図書館、病院などの「良い二重行政」を削減すると、サービス低下を招く。
・まちづくり、文化、観光振興などでは大阪市、堺市に実績。大阪都への一元化は「政策エンジン」の数を減らし、大阪を衰退させる。
・大型プロジェクトの必要は残り少なく、必要なものは府市協力で進められる。
・特別区への分割で規模の経済が失われる。しっかりした特別区議会を作るには、コストが掛かる。

2．執筆の動機と多少の苦労

2010年春に橋下氏が「大阪都構想」を打ち出したとき、直感的に危ないと思った。それまで、『京都市政史』『神戸市史』やドイツ、スイスの都市自治体の政策に関する論文を書いてきたので、東京市を1943年に消去した東京都の（先進国では異例の）モデルを大阪に導入することに、強い違和感を覚えたのだ。

ただ、大阪都構想は、地方自治制度、都市政策、地方財政などにまたがるテーマで、かつ「大都市自治の尊重」という通説に反する構想なので先行研究がほとんどない。したがって、多面的にデータを集め【注2】、手探りで論理を組み立てる作業が必要だった。ともあれ急いで、数か月で第1論文（『立命館法学』2010年3号）を発表して関係者に送った。それに対して講演依頼を受け、そこでの質疑などを参考に、分かりやすいQ&A形式の第2論文（同2011年1号）をまとめた。さらに、両者を合わせ拡充し単行本にして、「研究者の社会的責任」のようなものを果たすべきだと考えた。

澤井勝・奈良女子大学名誉教授と大阪市政調査会のお力添えで、東京の公人社に出版のお世話になることができた。内容面でも、3者の分担と討議によって、財政分析や各種の資料・地図なども盛り込み、大阪都への批判ではあるが、感情やイデオロギーではなくデータや事実にもとづいた説明になっている。

大阪都構想に関する「決定版」の、かつ分かりやすい参考書をまとめられたと思う。推進派の人々とくに維新の会の議員さんにも、ぜひ読んで、熟考していただきたい。

3．社会科学、政治学からの情報提供は、ポピュリズムの時代に有効か？

政治や行政は誰でも談義できるが、不況や放射線と同じく複雑な問題だ。したがって、問題をバランスよく正確に分析し、社会に分かりやすく情報提供するのは、研究者の役割だろう。この本では、「視野が広い」学問である政治学のセンスも生かして、幅広く大阪都構想を検討し説明できたと考えている。

ところで、先日、「大阪都構想について考える市民のつどい」（10月31日、大阪弁護士会館）で基調報告を務めた後の会食で、弁護士の人から、「政治学者はなぜもっと反対しないのか」と質問された。「大阪都は複雑で分析に手間どるからでしょう」「大阪の学者は、橋下氏を多少恐れるからでしょう」と答えておいた。

しかし、他にも3つくらい原因がある。

①今日の日本の政治学は、「規範論」と「記述論」が分離しがちだ。一方の有力な方法論は、外国理論を引用しつつ、現実政治の因果

関係をアカデミックに分析・記述し、特定の仮説を証明することを重視する。政治や政策への評価については、禁欲を守る。このスタイルが、学会で評価されやすい。他方、現実政治を評価・批判する「規範論」を重視する立場もあるが、行き過ぎると客観的な分析記述が弱くなるおそれも、ないわけではない。

②政治家やマスコミは、大阪都構想についてしっかり勉強する余裕も意思もない、というあきらめ。

③まして、（とくに大阪の？）人々は「強さ」や「改革」を訴える権力的なポピュリズムを、無批判的、ムード的に支持する。美しく言えば「社会に閉塞感がある」のだが、私は、新製品に、そして危ない「生肉料理」にでもテレビ番組で取り上げられれば飛びつく心理だと思う。これは、電車の中で居眠りできる日本ならではの「甘さ」でもあるが、知性（理論的・合理的な思考）や、公的権力への警戒心を育てない教育や社会の産物でもある。研究者がまじめに情報発信しても、ほとんど届かないという諦念もありうる。

ある先生は、「古来、民衆が強いリーダーを応援するのは、政治学の常識だよ」と、適切なアドバイスを下さった。

事情を知る地方自治関係者・研究者で発言する人は、多くが大阪都に反対なのだが。

（この本をめぐる経験から言えば、①については、「規範論と客観的記述は両立・補完しうる」という一応の悟りに達した。②は、新聞記者はていねいに説明すれば理解してくれるが、編集部のハードルがある。政治家の立場を研究者は変えられないが、大阪都反対の立場の人に「理論武装」を提供し励ますことは有意義だ。③も、マスコミとインターネットを通じて多少の効果はある。ポピュリズム政治家のウソは、悪徳商法と同じく、5分間冷静に考えれば、あるいは市民どうし意見を交わせば見抜けるものが多いのだが。）

昨年来、大阪都構想の「真相と動機」に迫るという、推理小説作家のような仕事を楽しませていただいた。今後も、研究者の社会的責任として情報発信を続けるべきだろう。

2011年11月の大阪府知事･大阪市長選挙は、大阪都を掲げる大阪維新の会が勝った。「圧勝」と書いた新聞もあるが、維新の会と反対派（民主、自民、共産）の得票比は6対4だった。橋下氏の名人芸の演説技術や、自分に反対する公務員･府下市長･議員への威嚇（一種の恐怖政治）を考えると、反対派の4割強という数字は小さくない。今後、大阪都だけを問う住民投票などがあれば、逆転もありうる。また、維新の会は大阪都について良い面しか説明せず､マイナス面を隠した【注3】が、この状況は民主・自民等が維新の会と協議するなかで改善してほしい。市民にバランス良く正確な情報を提供するために、この本も貢献できることを祈っています。

【注1】AMAZONカスタマーレビューで、「この本を読んで、大阪都構想が実現すると大阪市と堺市がなくなるということを初めて知りました」と書いた読者がいる。喜ぶよりも、大阪都についての情報操作のひどさを悲しむ。

【注2】たとえば､大阪維新の会の「マニフェスト」（2011年春）が1人当たりの県民所得を東京と比べて大阪の「没落」を強調するので、念のため原資料（インターネット）を調べると、実は東京の1人勝ちで他の府県もすべて差をつけられているという発見があった。都構想の唱える関空アクセスのための高価な地下鉄建設を検討するために、「はるか」や関空快速、高速バスに乗ってみて、既存交通体系の改善で十分だと実感した。何でも自分で調べてみるものだ。

【注3】選管発行の「選挙公報」を見ると、市長選挙の橋下候補は、「One Osaka ！ 二重行政を抜本的に解消」「強い「大阪都」の実現」としか書かなかった。知事選挙の松井候補は「大阪都構想を実現します。大阪都に広域行政を一元化。二重行政を解消・・・危機管理体制を一元化・・・」としか書かなかった。この説明から、大阪都になれば大阪・堺市が廃止され、重要権限・大型施設が都に吸い上げられる事実を読み取るのは、不可能に近い。

（むらかみ　ひろし・行政学）

Commemoration

記念論文集

水野武夫先生古稀記念論文集『行政と国民の権利』のご紹介

望月　爾　MOCHIZUKI Chika

法務研究科の水野武夫教授は、本年（平成23年）11月7日にめでたく古稀をお迎えになりました。このたび、水野先生への祝意と感謝の意をこめて、『水野武夫先生古稀記念論文集 行政と国民の権利』を法律文化社より出版謹呈いたしました。

水野先生は、本学在学中に国家公務員上級職試験甲種に合格され、昭和39（1964）年に本学法学部を卒業後、大蔵事務官として一度国税庁に入庁されましたが、翌年に司法試験に合格、司法修習を経て、昭和43（1968）年に弁護士登録をされました。その後40年以上の長きにわたり弁護士として実務の第一線で活躍され、「社会的に弱い立場に置かれた人たちの役に立つ弁護士でありたい」という哲学から、公害・環境訴訟や税務訴訟などの分野で一貫して国民の権利を擁護する立場での弁護士活動を積極的に展開されてこられました。また、その間に、日本弁護士連合会副会長や大阪弁護士会会長等の弁護士会の要職もつとめられました。一方で、行政訴訟の豊富な実務経験をふまえて、行政法や税法、環境法を中心として多くの著書や論文を発表するなど研究活動にも熱心に取り組まれ、教育面でも母校である本学の法学部や法学研究科、法務研究科や龍谷大学等で税法や環境法、行政法の講義や演習等を長年担当されてこられました。さらに、近年は司法制度改革推進本部行政訴訟検討会や法制審議会の委員として行政救済法分野での制度の見直しなどに尽力され、とくに平成16（2004）年の行政事件訴訟法の抜本改正において、多大な貢献をされました。本記念論文集も、そうした行政訴訟分野での水野先生の深く幅広い実務界や学界でのご活動から、43名の行政法と環境法、税法の研究者や実務家の寄稿がありました。

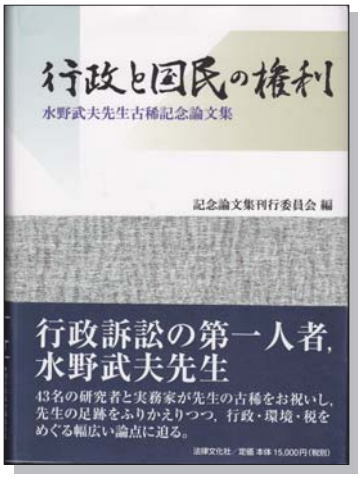

『行政と国民の権利 水野武夫先生古稀記念論文集』
記念論文集刊行委員会 編　法律文化社
2011年12月

『水野武夫先生古稀記念論文集 行政と国民の権利』は、題字と序文を水野先生とも親交の深い元最高裁判所判事で弁護士の滝井繁男先生にお書きいただき、第1部「行政法・環境法の諸問題」と第2部「税法の諸問題」の2部構成をとっています。第1部は行政法と環境法に関する論文20編、第2部は税法に関する論文23編、最後にあとがきと水野先生のご略歴とご著作の目録の紹介から成る849ページにものぼる大変立派な記念論文集となりました。編集を越智敏裕上智大学法学部教授、北村喜宣上智大学法学部教授、本学の斎藤浩法務研究科教授・弁護士、田中治同志社大学法学部教授、中川丈久神戸大学大学院法学研究科教授、三木義一青山学院大学法学部教授、山本洋一郎弁護士・日弁連税制委員長の7名の刊行委員会の委員にご担当いた

だきました。また、小職と須藤陽子教授、共栄法律事務所の元氏成保弁護士が事務局をつとめました。本記念論文集に収載された論文とその執筆者は、以下の通りです。本学関係では、小職と正木宏長准教授、北村和生教授、斎藤浩教授、吉村良一教授、山名隆男教授、浪花健三教授が論文を執筆いたしました。

第１部　行政法・環境法の諸問題

「公定力と国家賠償請求」　高木光
「金銭の給付や徴収に関する行政処分と国家賠償請求―最高裁平成 22 年判決を踏まえて」　北村和生
「行政法への『規制的』アプローチについて―行政争訟制度を分析するもう１つの視点」　深澤龍一郎
「抗告訴訟物語」　斎藤浩
「事業認定取消訴訟の原告適格について」　由喜門眞治
「環境分野における義務付け訴訟の『重大な損害』要件の克服」　池田直樹
「処分差止訴訟との交錯が生じうる場面における当事者訴訟（確認訴訟）の活用について」　濱和哲
「行政過程の裁量規範の構造転換」　山村恒年
「『互換的利害関係』概念の継受と変容」　角松生史
「判断過程の統制について―日光太郎杉事件判決再読」　正木宏長
「開発許可制度と行政訴訟」　松村信夫
「都市景観政策とダウンゾーニングの法理」　安本典夫
「『平穏生活権』の意義」　吉村良一
「公有歴史的建造物保存のための指定・登録申請制度の提案」　越智敏裕
「廃棄物処理法 2010 年改正法の制定」　北村喜宣
「アメリカ合衆国・種の保存法の 38 年―成果と展望」　畠山武道
「普通河川の管理と法的課題」　荏原明則
「原発事故と行政法の覚書」　比山節男
「近時の行政立法に関する一考察―薬事法に基づく委任命令を題材として」　岩本安昭
「『職権取消しと撤回』の再考」　中川丈久

第２部　税法の諸問題

「租税回避論における武富士事件最高裁判決の意義と位置づけ―リベラルな租税回避観と事実認定による否認論に対する判例の態度」　谷口勢津夫
「所得税法における二重控除の一考察」　山名隆男
「消費者被害回復金と課税－２つの高裁判決で非課税が確定」　山本洋一郎
「退職所得に関する一考察」　安井栄二
「譲渡所得とその課税および実現主義―増加益清算説と譲渡益課税説の対立点」　伊川正樹
「居住用財産の譲渡所得に関する特例とその適用要件について」　奥谷健
「職務発明に関して従業者等が使用者等から受け取る金員の所得区分」　元氏成保
「所得税額表の立法技術―超過累進税制に代わる，線形累進税モデル」　木村弘之亮
「宗教法人と税制－課税がないことの法的意味」　田中治
「適格現物分配という組織再編成」　渡辺徹也
「優待入場券の無償交付と交際費課税」　八ツ尾順一
「法人税改革と租税政策論―ドイツ企業税法に係る税制改革の法構造と限界についての制度と理論の示唆」　手塚貴大
「破産財団に関して破産手続開始決定後の原因に基づいて生じた消費税及び固定資産税の内，財団債権となるものの範囲について」　原田裕彦

「租税条約上の租税回避否認の意義と範囲」 川端康之
「国際的二重課税の発生態様と外国子会社配当益金不算入制度」一高龍司
「過少申告加算税における『正当な理由』」 山本英幸
「国税通則法 115 条 1 項 3 号の『正当な理由』をめぐる判例の展開」 野一色直人
「国税徴収法 39 条の適用対象―『その他第三者に利益を与える処分』の意義」 占部裕典
「国税不服審判制度と『不当』を理由とする救済」三木義一
「納税者権利保護法の国際モデル―Duncan Bentley 教授のモデル法の紹介を中心に」 望月爾
「租税訴訟における協議・和解方式による紛争解決」山下清兵衛
「納税資金に関する一考察」 高橋祐介
「『税務に関する専門家』に係る一考察―税理士法の視点から隣接職業専門家との関係を中心に」浪花健三

＊本論文集の収載順、敬称略。

本論文集は、行政法と環境法、税法の 3 分野の第一線で活躍する研究者、実務家 43 名の各分野の最新の理論や実務に関する大変優れた論文を収載している点に大きな特徴があります。また、このような複数分野からの多様な論文から成る古稀記念論文集は、非常に珍しいものです。これもひとえに水野先生の 3 分野でのこれまでの偉大な業績に加え、皆から信頼されるその魅力的なお人柄によるところが大きいといえます。

平成 23（2011）年 12 月 6 日、水野先生の古稀と本記念論文集の刊行をお祝いして、水野武夫先生古稀祝賀パーティーがヒルトン大阪において行われました。当日は本論文集の題字と序文を書かれた、滝井先生や論文の執筆者のほか、修習生時代から長年親交の深い田原睦夫最高裁判事や中本和洋大阪弁護士会会長をはじめ 200 名を超える弁護士や税理士、研究者や大学関係者、水野先生が理事長をつとめる日本センチュリー交響楽団のメンバーなど各界から実に多彩な方々が出席し、水野先生の古稀をお祝いしました。本学からも論文執筆者のほか、パーティーの呼びかけ人の一人でもある須藤教授や本山敦教授、竹濵修教授、駒林良則法学研究科長、松宮孝明法務研究科長が出席しました。また、川口清史総長と行政法が専門で水野先生と親交のある見上崇洋副総長をはじめ校友会や法学部同窓会から祝電を頂戴しました。

パーティーでは刊行委員会を代表して田中同志社大学教授が本古稀記念論文集を水野先生に献呈され、滝井先生に乾杯のご挨拶を頂き、田原最高裁判事、中本大阪弁護士会会長、三木青山学院大学教授、松宮本学法務研究科長ほか各界の代表がご祝辞を述べられました。また、国際的にも著名な指揮者で日本センチュリー交響楽団の首席客演指揮者の沼尻竜典氏と同交響楽団メンバーによる演奏なども披露され、学生時代から音楽にも造詣が深い水野先生ならではの非常によい雰囲気のなかパーティーは進行しました。

とくに印象的であったのは、水野先生ご自身のご挨拶の中で、弁護士という職業を天職であることを明言されて、今後も社会的に弱い立場にある人々のために弁護士としてがんばられる決意を述べられたことでした。当日のご挨拶やご祝辞にもあったように、水野先生には、古稀を 1 つの通過点としつつ、今後もますます各方面におけるご活動を継続されるとともに、これからもご健勝でご活躍されることを心からお祈り申し上げます。

（もちづき　ちか・税法）

Ceremony

授与式報告

第6回平井嘉一郎研究奨励賞授与式について

第６回平井嘉一郎研究奨励賞の授与式が、2011年５月27日本学朱雀キャンパス多目的室にて開催された。

同賞は、ニチコン株式会社創業者で本学部卒業生の故平井嘉一郎氏のご遺志に基づき、ご令室の平井信子様のご厚意により創設されたもので、本学の法学研究科および法務研究科（法科大学院）において優秀な成績を収め今後の研究が期待される大学院生を表彰するものである。本年度は、法学研究科から、柴山文氏(博士課程前期課程１回生　民法専攻)、田口裕貴氏（博士課程前期課程１回生　労働法専攻)、西山千紘氏（博士課程前期課程２回生　民法専攻)、山口博之氏（博士課程前期課程２回生　税法専攻)、岡田彩氏（博士課程前期課程２回生　刑法専攻)、三田尾隆志氏（博士課程後期課程２回生　社会保障法）が受賞し、法務研究科からは、坂田麻由子氏（法曹養成専攻　専門職学位課程３回生）が受賞した。

授与式は、川口清史学長から祝辞と各受賞者への賞状の授与があり、受賞者からは受賞のお礼の挨拶と今後の抱負が語られたあと、平井信子様から受賞者に励ましのお言葉を頂戴した。授与式終了後、朱雀キャンパス７階TAWAWAにて受賞者と関係者による茶話会が催された。

（法学研究科長　駒林良則）

Ceremony

授与式報告

第９回天野和夫賞授与式について

第９回天野和夫賞の授賞式が、12 月 11 日（日）に衣笠キャンパスの末川記念会館にて執り行われた。

本賞は、元立命館大学総長・学長の故天野和夫先生のご令室・天野芳子様からのご寄附により 2003 年に創設されたもので、優れた研究成果や成績をもって学位を取得した本学大学院法学研究科の修了生および法の基礎理論研究において優れた研究により学界に貢献した若手の研究者を表彰しその研究を奨励することを目的とするものである。

今回受賞した受賞者および受賞論文はつぎのとおりである。まず、優れた成績をもって修士の学位を取得した修了生として、橋本康平氏「受益者連続信託における資産税課税の検討―後継ぎ遺贈型の受益者連続信託を中心に―」と畑桜氏「裁判員制度下における手続二分制の有効性」が受賞した。次に、法の基礎理論研究において優れた研究により学界に寄与した若手研究者として、石川博康氏（東京大学准教授）『「契約の本性」の法理論』（有斐閣、2010 年）が受賞した。

授与式は、川口清史学長から上記の３名の受賞者に賞状と副賞が授与されたあと、選考委員会を代表して法学研究科長から受賞の祝辞と選考理由の報告がなされた。受賞者からは受賞に対する謝辞が述べられた。最後に、天野芳子様より各受賞者に対して研究に対する期待と励ましのお言葉を頂戴した。なお、授与式終了後、末川記念会館にて天野芳子様と受賞者を囲んで茶話会が催された。

（法学研究科長　駒林良則）

Media Coverage

法学部定例研究会

2011 年 10 月～ 12 月

■法学部定例研究会：

11 年 10 月 10 日　博士論文報告会（税法）：犬養久美氏「退職金課税の再検討―歴史的変遷を中心に」、喜多綾子氏「信託税制の法的構造の研究―受託者課税からのアプローチ―」

11 年 10 月 14 日　公法研究会：倉田玲氏「選挙権の普遍性」

11 年 10 月 28 日　公法研究会：高橋直人氏「近代ドイツの刑法学における「理論」と「実践」の交錯―特に 19 世紀前半の大学教育を素材として―」

民事法研究会：金成恩氏「代理懐胎問題の現状と解決の方向性～日韓の比較を通じて」、張挺氏「公害環境差止法理の現在～学説と判例の展開を中心に」

11 年 11 月 11 日　民事法研究会：植面勇太氏「複合契約における解除の可否」、西山千紘氏「債務不履行責任の構成と要件」、池田瑞季氏「民法 94 条 2 項類推適用論の拡大と限界」、加茂裕介氏「担保価値維持義務の具体的内容に関する考察」、小林岬幹氏「破産法改正後における詐害行為取消権の意義―濫用的会社分割の対抗策としての有用性」

「現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究」第 4 回研究会：明賀英樹氏「最高裁から下級審までの裁判官人事の特徴、事務総局による人事政策の変遷」

11 年 11 月 16 日　税法研究会：宮澤美賀氏「譲渡所得の金額の計算上控除される取得費の範囲の再検討」、栂野直子氏「遺産分割協議の意義と国税徴収法第 39 条」、柳原良平氏「『一般に公正妥当と認められる会計処理の基準』の意義」、金子尚弘氏「同族会社の行為計算否認規定における対応的調整の必要性」、岡田辰雄氏「士業における必要経費の範囲」

11 年 11 月 18 日　公法研究会：山本理絵氏「難民認定申請手続における事実・証明・調査について」

税法研究会：青木宏安氏「固定資産税の過誤納金の救済について」、浅井康造氏「破産管財人の源泉徴収義務に関する一考察―最二小判平成 23 年 1 月 14 日を素材として―」、浦田雄治氏「私法・行政法上の遡及効の租税法への適用の可否―最二判平成 22 年 10 月 15 日を素材として―」、山口博之氏「タックス・ヘイブン対策税制における適用除外要件―目的論的解釈の可否―」、岡迫明里氏「非居住者に対する課税の課題」、衣奈孝俊氏「匿名組合を利用した租税回避スキームの検討―日本ガイダント事件を中心に」、野老山綾香氏「日星租税条約と日本のタックスヘイブン対策税制の抵触関係について」、藤本江里子氏「公益法人課税に関する一考察―流山訴訟を入口として―」、藤田紋子氏「源泉徴収制度の問題点―ホステス源泉徴収事件を題材に―」、満田翔太氏「地方分権における地方公共団体の課税自主権の限界

について」

民事法研究会：藤重謙適氏「預金債権の相続～判例・銀行実務の再検討～」、村井詩織氏「民法570条における瑕疵とは何か」、北島祥子氏「育児休業中における所得保障についての検討―負担をどこに求めるか―」、井上裕子氏「主権免除と仲裁条項―仲裁契約の主権免除に及ぼす法的な効果について―」、髙田陽子氏「離婚後における私的扶養（生活保障）の検討」

11年11月25日　民事法研究会：平野奈耶氏「嫡出推定・否認制度をめぐる問題状況」、山下裕一郎氏「文書提出義務―自己利用文書について、最高裁平成11年11月12日決定を題材に―」、髙井志保子氏「立体商標の登録要件（商標法3条1項3号、3条2項該当性）」、田中万由氏「二次的著作物とその利用について」

11年12月 2日　グローバル化と公共性研究会：中谷義和氏「グローバル化と国家論の課題」

公法研究会：土井麻衣子氏「行刑の社会化と公衆の関与～日本社会における行刑のあり方～」

11年12月 6日　刑事法研究会：岩﨑香那氏「被害者参加制度の運用と課題」、岡田彩氏「公務員の公務を偽計で妨害した場合に偽計業務妨害罪が成立するか」、朴普錫氏「いわゆる『学派の争い』に関する再検討」

「現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究」第5回研究会：毛利透氏「ドイツ連邦憲法裁判所・連邦通常裁判所の裁判官選任について」

11年12月 9日　公法研究会：若尾知世氏「図書館における『知る権利』と、図書館資料の公開の制限について」

立命館ロー・ニューズレター
第 67 号（2011 年 12 月）
編集：立命館大学法学部
ニューズレター編集委員会
発行：立命館大学法学部研究委員会・
立命館大学法学会
〒 603-8577　京都市北区等持院北町 56-1
TEL.　075-465-8177
FAX.　075-465-8294
URL.　http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/rlrindex.htm#nl